

ネットワーク再編の暫定実施に伴う具体的要員措置計画について

「労使関係に関する協約」第 77 条に基づき、ネットワーク再編の暫定実施に伴う新潟中郵便局の具体的要員措置計画を下記のとおり提示する。

記

1 実施局

新潟中郵便局

2 実施日（要員措置日）

平成 25 年 4 月 1 日（月）（勸奨退職は、平成 25 年 3 月 31 日（日））

3 発生予想過員等

郵便局名	職種	現在員数	過欠員数等	減員数	発生予想過員数等
新潟中	内務	23	▲3	5	2

※ 現在員・過員発生予想数は、平成 24 年 11 月 30 日（金）現在

4 要員措置

配置転換により行う。

なお、効率化による勸奨退職希望の把握を行い、希望状況により過員が解消される場合は、勸奨退職を実施し自然減とする。

5 配置転換

(1) 対象者

新潟中局郵便課の管理者を除く社員とする。

(2) 配置転換先

近隣の欠員局へ配置転換を行う。

(3) 社員の希望把握

対象者に「配置転換希望調書」（別紙 1）を配布し、本人記入の上、1 月 31 日（木）17:00 までに所属長に提出する。

(4) 配転一時金

別紙 2 のとおり

(5) 勸奨退職

別紙 3 のとおり

(6) その他

配置転換は「労使関係に関する協約」及び「同 附属覚書」に基づき行う。

配 置 転 換 等 希 望 調 書

平成 2 5 年 1 月 日現在

所属	局 役職 (内務・外務)		ふりがな 氏 名		印	
現住所						
職務の経歴 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 現職までの 経歴を新し いものから 記入する。 </div>	所 属	職務又は職名	在任期間			
				—		
				—		
				—		
通 勤 方 法	<input type="radio"/> 現在の通勤方法 主な通勤手段 通勤時間 時間 分 <input type="radio"/> 現在の自宅から最寄り駅までの状況 (使用していない場合も記入する。) バス 停留所まで メートル					
配 置 転 換 希 望	<input type="checkbox"/> 現局を希望する。 (理由:) <input type="checkbox"/> 次の郵便局を希望する。 第1希望: 局 第2希望: 局 第3希望: 局 (理由:)					
※ 以上のほか、「効率化による勸奨退職希望」等、特に希望することがあれば記入してください。						

【注意事項】

- 1 この調書の効力は、平成 2 5 年 4 月 1 日までの間とします。
- 2 配置転換は、業務上の必要性に基づき、本人希望のほか、適性、経験、通勤状況等を総合的に勘案して決定しますので、本人の希望どおりにいかない場合がありますから、あらかじめ承知してください。
- 3 この調書は、必ず本人が記入し、封筒に入れ密封の上、平成 2 5 年 1 月 3 1 日 (木) 午後 5 時までに所属長へ提出してください。

配転一時金関係

配置転換実施日に配置転換される職員に対しては、それぞれ次の各号に掲げる金額の範囲内の「配転一時金等」を支給する。

1 配転一時金

- (1) 配置転換の実施における住居から配置転換先へ通勤することとした場合の通常の通勤所要時間が1時間30分(従来の所要時間が1時間30分を超えているときは、その時間)を超える場合 48,000円以内
- (2) 上記以外の場合 40,000円以内

2 配転一時金の特別加算

次の各項のいずれかに該当する場合は、前記(1)の配転一時金に次の各項の区分に対応する金額の範囲内の配転一時金を特別加算して支給する。

- (1) 配置転換の実施時における住居から配置転換先へ通勤することとした場合の通常の通勤所要時間が1時間30分(従来の所要時間が1時間30分を超えているときは、その時間)を超える場合
- ア 住居を移転した職員のうち、配偶者または次に掲げる者のうち他に生計の道がなく主として当該職員の扶養を受けている者を有する者
- A 満22歳に達した日以降における最初の3月31日(4月1日生まれの者は、満22歳に達する日の前日)に達するまでの子、孫及び弟妹
- B 満60歳以上の父母及び祖父母
- C 重度心身障害者
- 137,000円以内
- イ 住居を移転した者で前記(ア)に掲げる者以外の者
- 95,000円以内
- ウ 住居を移転しない者
- 68,000円以内
- (2) 上記以外の場合
- ア 通勤所要時間が配置転換前に比べて50分以上延長する場合
- 47,000円以内
- イ 通勤所要時間が配置転換前に比べて40分以上延長する場合
- 26,000円以内
- ウ 通勤所要時間が配置転換前に比べて30分以上延長する場合
- 11,000円以内

勸奨退職等関係

1 勸奨退職候補者の選考の実施等

(1) 勸奨退職対象者

年齢 50 歳（平成 25 年 3 月 31 日現在）以上、又は勤続 20 年以上（平成 25 年 3 月 31 日現在）の者とし、承認数は、要員措置日における要員措置必要数の範囲内とする。

(2) 退職日

平成 25 年 3 月 31 日（日）

2 退職手当の取扱い

(1) 適用規程

退職手当規程及び同手続に定める勸奨退職の場合の退職手当支給率を適用する。

(2) 俸給の調整額

ア 勸奨退職者に対しては、退職の日に現に受けている俸給の月額に加えて経営効率化勸奨退職調整額を支給する。

イ 経営効率化勸奨退職調整額は月額とし、支給区分に応じ次の額とする。

支給区分	支給月額
56 歳以上	3,500 円
53 歳以上 56 歳未満	3,800 円
50 歳以上 53 歳未満	4,300 円
50 歳未満	5,100 円

（注）年齢は、退職の日における満年齢とする。

(3) 減合俸の回復

勸奨退職の日において残存している 1 年以上経過した減号俸のうち、2 号俸までの号俸数を回復する加算昇給を実施する。

(4) 定年前早期退職者の優遇措置

定年（60 歳）前の早期退職者（退職時の勤続年数が 25 年以上、かつ年齢 50 歳以上 59 歳 6 月以下の者）については、退職手当の算定の基礎となる俸給の月額にその者の定年（60 歳）から退職時の年齢を減じた 1 年につき 2% を加算する。

ネットワーク再編の暫定実施に伴う具体的実施計画の提示

「労使関係に関する協約」第77条に基づき、下記のとおり提示する。

記

1 具体的実施計画

郵便再生ビジョンの施策の一つであるネットワーク再編について、各種施策の効果を検証しつつ、より効率的に実施するため、既存の設備を活用した暫定開始を実施する。

2 実施郵便局

新潟中郵便局

3 実施内容

(1) 差立処理の移管

新潟中局の差立処理を受持統括局である新潟中央局に移管する。

(2) 深夜勤務の廃止

(3) ゆうゆう窓口の営業時間変更

現行 … 0:00～24:00

変更後 … 8:00～20:00

4 実施時期

平成25年4月1日(月)

5 要員措置計画

(1) 新潟中局

		現行 ①	改正 ②	増減 ③(②-①)
正社員		30.0	25.0	▲5.0
短時間社員		2.0	2.0	—
定数	一般	6.4	4.0	▲2.4
	非番	2.8	0.0	▲2.8

(2) 新潟中央局

変更なし。

(3) 発生過員の措置

周辺局への配置転換等により措置する予定。

6 運送便

深夜勤務を廃止することに伴い下1号便の前抜き便を開設する。

また、新潟中央・新潟西線で夜間から早朝に運行している運送便の新潟中局立寄りを廃止する。

7 服務表の改正

上記6の運送施設の開設により、新たに5時台始業勤務を実施する必要があることから、労働協約及び社員就業規則の改正について対応を行う。

8 その他

新潟中局の書状区分機による道順組立作業は移管しない。